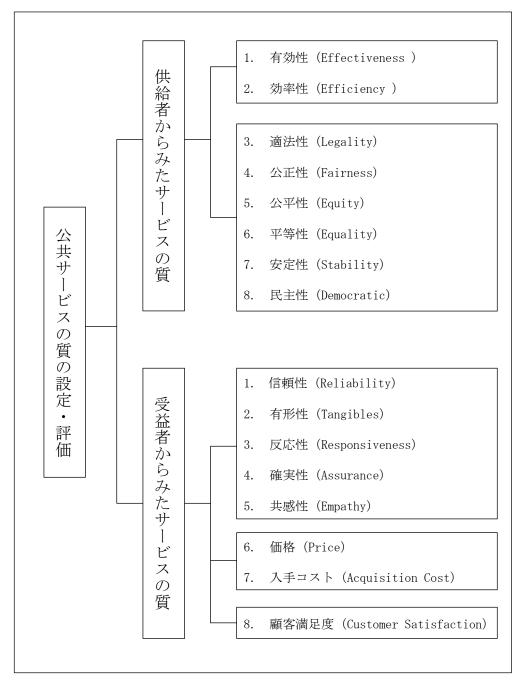
以上のような検討から、公共サービスの質の設定と評価の体系化を図ると、次のような整理が可能である。実務上は、これら全ての項目について設定と評価を行うのではなく、当該公共サービスの内容や性格を踏まえて適切な指標を選択することとなる。

図表 公共サービスの質の設定・評価の体系 (Ver. 1.0)



All Right Reserved. Toru SATO

出典:内閣府 地方公共団体との研究会 第4回提出資料を基に高崎経済大学佐藤徹准教授が作成

③官民競争入札等における質の設定と評価のフロー

以上のような質の設定と評価に関する視点を基に、公共サービス改革法における官 民競争入札等を実施する際の一連のフローに沿って高齢者福祉施設を例に質の設定 と評価について整理を行うと、次のようにまとめることができる。

図表 「質」の設定と評価の考え方

発注時 入札時(落札者決定) 事業実施時 事業期間終了後 【実施要項に規定すべき事項】 確保すべきサービスの質の設定 ■■■■ 落札者決定のためのサービスの質の評価基準 ■ モニタリング方法 ■ 実績評価方法 【確保すべきサービスの質とは】 「確保すべきサービスの質」と整合的に、 「確保すべきサービ 実績について 対象公共サービスの政策目的を具体化する、 提案者の「質」を具体的に評価するため スの質」の確保状況 は、事業終了と 求められるサービスの内容 の評価項目(注)、得点配分を設定。 の確認。 同時に把握可 能なものと一 【設定方法】 (注) 従来の公共サービスの実施経験や類 ・確保されていない場 定の期間経過 (1)対象公共サービスの政策目的を明確にし、 似のサービス提供事例等を踏まえ、 合、必要に応じ、改 後に把握すべ ②従来の実施における「目的の達成の程度」 実施方法の具体性・実効性・工夫の 善指示、委託費の減 きものがある。 とこれに要した「費用」を正確に把握し、 額、契約解除等の措 ③望ましい費用対効果や社会経済環境の変 ・実施体制の内容(提案内容との合理 置を事前に明確化。 事業終了後の 化にも留意しつつ、確保すべき質について 「対象公共サ 検証し、設定。 過去の経験・実績 ービスの見直 ・内部管理体制の具体性・実効性 等 し」の観点から その際、 は、事業実施中 をチェック。 ・政策目的を具体化し、サービスの質を適切 のモニタリン に表す指標を用いて定量的に規定するこ ※「確保すべきサービスの質」における グ段階から当 とが望ましい。(ただし、定量化が困難で 1 つの質の指標等と必ずしも一対一対 初設定した質 ある場合や適切でない場合は、定性的なも 応ではない。 と業務範囲の のとなる。) 関係について

高齢者福祉施設の例(イメージ)

・民間事業者等の創意工夫が最大限発揮され

るよう、仕様の特定は最小限にする。

【政策目的】施設に入居している高齢者の①心身の機能の維持・向上、②生活の質の維持・向上

【確保すべきサービスの質】

- ①介助なしで行える行為(食事、入浴等)数の維持(又は他 施設も含めた平均値の達成)
- ②生活の満足度調査の結果〇%の人の満足
- ③苦情への適切な対応(苦情件数 or 定性的事項) 等々
- ※不適切な可能性のある指標の定量化の例
- ・一日の歩行時間、筋力〇%up・夜間ナースコール回数 等

【落札者決定のための評価項目】

- ア 介助方法の具体性・実行性(①)
- イ 介助体制の手厚さ (職員数だけでな く、シフト等の工夫も含め) (1)
- ウ 介助なしで行える行為数の維持・増加の過去の実績(①)
- エ その他内部管理体制の具体性・実効性(①)
- オ 苦情対応方法の具体性・実効性(③)

【質の確保状況 の確認】

の考察が必要。

- 事業中に質の達成 状況を確認
- 利用者満足度調査 (アンケート・ヒ アリング等)(2) の実施
- ・実施方法(提案書 に沿っているか)

※内閣府資料を基に(財)日本経済研究所が作成

(3) 官のコスト

「市場化テスト」における官のコストを考えるにあたっては、官民競争入札等の実施にあたっての官のコストの正確な把握と官民間の公平な比較が必要なことから、事前情報の開示において、官民競争入札等の結果としてのコスト面の効率化や官民間の入札額の公平な比較を説明しうるものとすべきである。

また、官のコストにおいては、通常民間ではコストとして入札額に含める費目はどのように処理されており、入札にあたってはどう扱われるのかといった点が明確でないことから、民間事業者にとってわかりにくい面がある。そのため、官のコストの算出にあたっては、対象公共サービスの官民間の情報の非対称性をできるだけ事前に取り除くように努めることが望ましい。

①「官のコスト」についての留意点

公共サービスのコスト把握の問題は、官民でコストの認識方法が異なることに起因することから、地方公共団体は、入札の対象となる事業について、現金主義により経費として認識した人件費、物件費(委託費など)等のみならず、発生主義により経費として認識した退職給付費用、減価償却費を算定し、入札の対象となる事業を支える部門である間接部門に係る経費である間接部門費を算定し開示することが基本となる。

「市場化テスト」を実施するにあたっての「官のコスト」について留意すべき点として、「公平・公正なコストの算定」と「情報開示」があげられる。

「公平・公正なコストの算定」

実績値をもとに官のコストを正確に把握したうえで、次に、官民の入札額の算定 方法に相違がある中で入札額を評価する際に公平な比較をするために、官民間でコ スト算定の適切な調整を行うことが必要である。これらの作業を通じて、入札額の 適正な評価を行うことができる。

・「情報開示」

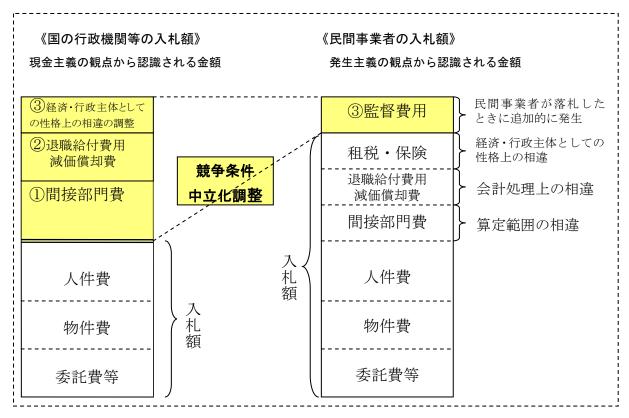
入札に参加する者が、行政サービスの過去の実績を正確に理解することによって、 創意工夫を発揮し、サービスの維持向上及び経費の削減につながる提案を行うこと を可能にすると同時に、事務・事業の費用対効果を把握し、その結果を事務・事業 運営の効率化・適正化に活用することにより、住民に対して公共サービスの実績に 関する情報を提供し説明責任を果たすことにつながる。

②官民間の入札額の公平な比較

官のコスト把握についての従来の認識は、主に人件費や委託費などの直接部門のコ

ストだけを対象としていたが、公共サービス改革法の下では、官民間の入札額の公平な比較を行うために、競争条件を中立化し、入札額を評価する際にコストを調整する必要があることから、退職給付費用、減価償却費及び間接部門のコスト等も含めて入札額を算定している。

図表 官民の入札額の比較とコスト調整



出典:「官民競争入札における国の行政機関等の入札額の算定及びその調整に関する指針」 (平成 18 年 12 月官民競争入札等監理委員会決定)

②コスト把握に関する指針等

1) 内閣府

公共サービス改革法の理念に基づき、公共サービスのコストを把握する場合の 指針として、国の「市場化テスト」における第三者機関である官民競争入札等監 理委員会から、以下の2つの指針が示されている。

「実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針」 (平成18年12月官民競争入札等監理委員会決定、平成20年1月30日一部修正)

「官民競争入札における国の行政機関等の入札額の算定及びその調整に関する指針」 (平成 18 年 12 月官民競争入札等監理委員会決定)

2) 総務省

地方公共団体の行政コストの計算に関しては、総務省より以下の報告書が出されており、減価償却費及び退職給付費用を算定する際の参考として活用することが望ましい。

「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」

- 「行政コスト計算書」と「各地方公共団体全体のバランスシート」-(平成13年3月総務省自治財政局)

③実務的に問題となりうる事項

以下では、上記各指針に基づきコストの開示及び官民競争入札における官の入札額を算定するためのコスト算定を行う上で、実際に官民競争入札等の実施にあたりコスト計算を行った各地方公共団体が、その経験等を踏まえ明確にしておいた方がよいという点を中心に、作業局面ごとに整理する。

1) コストの開示

ア)人件費

人件費の範囲は、事業実施部門において入札の対象となる事務・事業に直接従事している職員に関する人件費とする。この際のポイントとしては、従事している業務の範囲を確定することと、把握した職員に関する業務従事割合を把握することである。例えば、年間人件費が500万円の職員1人が年間250勤務日数のうち125勤務日従

事している業務については、

業務従事割合:125 日÷250 日=0.5 人

開示すべき人件費:500万円×0.5人=250万円

業務従事割合の算定には多大な事務負担が生ずるので、可能な限り、既に存在しているデータを活用し効率化を図るのが望ましい。(アクティビティ・ベースド・コスティング(ABC)などの手法で業務に対する工数把握を行っている場合には、当該工数を利用する方法もある。)

人件費の集計方法としては、実際にかかった人件費を事業別に個別に集計する方法と、一人当たり人件費の平均値を算定する方法がある。国の場合は、前者の方法が実務的なので、前者を原則としている。地方公共団体の場合では、地方公務員給与実態調査のデータから平均値を算出する方法もあり、給与データの電算化が進んでいれば、実績値の算出も可能であるので、実情に合った計算方法を適用するのが望ましい。

イ) 退職給付費用の算定

地方公共団体の場合、総務省が公表している「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書-「行政コスト計算書」と「各地方公共団体全体のバランスシート」(平成13年3月総務省自治財政局)」にしたがって退職給付費用を算定している場合、当該退職給付費用から平均一人当たりの退職給付費用を算定し、常勤職員数を乗じて算定した金額を開示するのが望ましい。国の場合、省庁別財務書類に計上されている退職給付費用から平均一人当たりの退職給付費用を算定し、常勤職員数を乗じて算定した金額を開示している。

ウ)間接部門の範囲の設定

間接部門のコストを把握する上で、間接部門の範囲をどう確定するかが重要なポイントとなる。

間接部門といった場合、行政機関によって組織構造が異なるが、一般論としては次表のようなものが対象となると考えられる。

課レベル	係レベル	費目レベル
会計	出納、契約、物品管理、予算執行、決算	人件費、物件費、委託費、
人事	給与	退職給付費用
総務	文書	
情報システム	整備管理	

なお、国においては、事業企画、法令制定、予算要求・査定等の業務についての考え方は、行っている業務自体が、上記の表に掲げる課で行っている業務とは別の部門で行っているので、間接部門に含めないという整理をしている。

上記コストの把握にあたっては、業務の所管課で把握可能なコストは限りがあり、 間接部門費に関する部分については、それぞれ会計課等の協力を得ながら作業を行う こととなる。

2)官民競争入札における官の入札額を算定するためのコスト算定ア)コスト計算の公平性

コスト計算の公平性については問題になるところであるが、官が対象事業を実施するためのコストについては、事業所管課自体が計算をしないとわからない部分がある。 計算自体は事業所管課が行うこととし、計算結果を第三者機関がチェックを行うこと により中立性・公平性を担保することとなる。

イ)人件費の算定

官民競争入札における官のコストを算定する局面においては、基本的には実際に配置が予定される人員に関する人件費を計上することとなる。

人事異動が予定されている場合は、可能な限りその異動についても反映して計算することが望ましい。人事異動によって人員構成の影響がコストに出てくる部分は避けられないが、組織内においては、階層別の人員構成はある程度一定であると考えられるので、その範囲でできる限り予想しうるもので計算を行うこととなる。

職員の年齢構成が偏っている場合には、職位別のみならず、年齢別の平均人件費を 算定する等の方法により、年齢構成の実情に則した人件費の算定をすることが望まし い。

ウ)消費税の取り扱いについて

国庫において負担されない消費税を調整項目に盛り込んだ場合には、官が自らサービスを実施する場合よりも民にサービスを委託するほうがコスト高になる可能性があり、法が目的とする経費の削減にならない可能性がある。したがって、消費税については調整の対象としないこととして整理するのが適切と考える。

エ)金利負担をコスト計算の対象とする場合等の考え方

金利の負担がコスト計算の対象になるか否かは、対象業務の内容によるものである。 例えば、対象業務の内容に、施設や設備等の資金調達が含まれている場合は、資金 の調達方法についても競争の対象となるため、官民の競争条件均一化の観点から金利 負担についても官民双方のコスト計算に含めて比較する必要がある。

一方、対象業務の内容として、施設等への投資がなく資金調達の必要が無い場合、また、施設等への投資が業務の必須条件ではないものの、業務の実施に当たり設備等への追加的な投資をするかしないかは任意の判断に委ねられている場合は、民間のコストとの比較にあたり、官のコストに金利負担分を含めて計算する必要はないものと考えられる。

オ)モニタリングコスト

民が落札した場合において、対象公共サービスを実施する者を監督するためにコストが発生する。これがモニタリングコストである。モニタリングコストは、民が落札して公共サービスを実施する場合において追加的に発生するものであり、モニタリングのために必要な業務量を見積もった上で民の入札額に加算して調整する性格のものである。

(4) モニタリング

契約を締結し、事業が開始されると、発注者である地方公共団体は、適切な公共サービスが提供されているかについて、事業実施期間中、絶えずチェックをする必要がある。このチェックを一般的に「モニタリング」と称している。

従来から、地方公共団体において、仕様発注による業務委託については、仕様書どおりに実施しているかを中心にチェック(モニタリング)してきたところであるが、「市場化テスト」では、民間事業者の創意工夫により、行政サービスの「質」を維持向上しているかを中心にモニタリングすることが、非常に重要である。

なお、公共サービス改革法では、次の図表のとおり、監督等に関する規定を定めているが、具体的な手法については定められていない。

図表 公共サービス改革法における監督等

- 国の行政機関等の長等は、公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、落札者に対し、報告を求め、必要に応じ立入検査を行うことができる(法26条)。
- 国の行政機関等の長等は、落札者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる(法27条)。
- これらの報告徴収や指示に従わない場合には、国の行政機関等の長等は、契約を解除できるほか(法22条)、事業者に罰則を適用することができる(法55条及び56条)。

そこで、まず、地方公共団体がモニタリングを適切に行うための留意点を明らかにすることが、モニタリングの手法の具体化につながると考え、モニタリングコストの論点の検討を踏まえ、チェックポイントについてまとめることにした。

①モニタリングについての認識

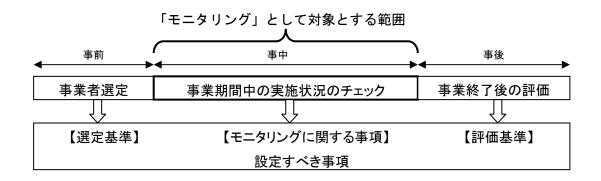
「市場化テスト」は、公共サービスの改革を実施するため、競争を導入することにより、「公共サービスの質の維持向上」と「経費の削減」を図るために行われるものである。

したがって、「市場化テスト」の事業期間中において、公共サービスの提供が適正 に行われているかをモニタリングすることは非常に重要な意味を持つ。

ここでは、「市場化テスト」の導入の検討を契機に、従来の民間委託における知見が少ない事業期間中のモニタリングにおいて、地方公共団体が実務上の観点からあらかじめ留意すべき点、明らかにしておくべき点等について、チェック事項を列挙する形で整理した。

なお、モニタリングについては、「市場化テスト」の実施のみならず従来から行わ

れている民間委託業務の実施にあたっても参考となる点が多いと考える。



②「モニタリング」に関する論点(チェック事項)

Ex 1. 今までのモニタリング状況について

・モニタリング状況の把握、情報の開示

✓ チェック事項

- □ 現行のモニタリング状況の情報を事前に開示しているか。
- □ 現行のモニタリング状況との比較をきちんと行っているか。

Ex 2. 公共サービスの質の設定との関係で整理すべき点について

モニタリングとの関連で考えておくべき質の設定

✓ チェック事項

- □ 公共サービスの質の設定に関して、実施要項の作成、契約の締結、モニタリング、 評価の一連の流れに留意しているか、また齟齬はないか。
- □ モニタリングで確認ができる質の設定になっているか、また確認方法が定められているか。
- □ モニタリングで確認する質については、契約締結の段階において明確化されているか。

Ex3. モニタリングの体制・方法について

- ・モニタリングの主体、手法
- ・官民競争入札の場合のモニタリングの手法
- ・効果的・合理的なモニタリングの導入
- ・モニタリングの改善方策

✓ チェック事項

□ モニタリング状況のチェックにかかる主体は明確になっているか。また、その手

法が定められているか。 □ 発注者としての官側のモニタリング体制は確保されているか。 □ 透明性・公平性・中立性を考慮したものになっているか (例えば外部人材の活用 が図られている等)。 □ モニタリング状況の公表方法が定められているか。 □ 官側のモニタリングに関するコストの発生が「市場化テスト」の効果を越えてい ないか。 □ 官民競争入札の場合、官が引き続き公共サービスの担い手となる場合においても 透明性・公平性・中立性が保たれるモニタリングが計画されているか。 □ 発注者である官側が直接モニタリングするよりも受注者である民間事業者にセル フモニタリングを委ねた方が効率的かつ合理的な場合は、実施要項の中で、民間 のセルフモニタリングを求めるようになっているか。 □ サービスの種類によっては、サービスの受け手である住民が、モニタリングに参 加する仕組みの必要性の有無や必要な場合の方法について検討しているか。 □ 第三者チェックを行う場合に、有効に機能するようになっているか。 □ モニタリングを改善していくための方策が盛り込まれているか。例えば、事業期 間が複数年の場合において、一定期間毎の区切りでのモニタリング状況を取りま とめ公表するとともに、モニタリング手法の改善方策も含めて設計されているか。 Ex 4. モニタリングによって確認された問題との関係で整理すべき点について ・問題が確認された場合の対応方法 ✓ チェック事項 □ モニタリングによって問題が確認された場合の対応手順が定められているか。 □ モニタリングが不十分であった場合、あるいはモニタリングを強化すべき事態が

Ex 5 . モニタリングと契約の関係について

・契約上の位置づけ、盛り込めないものの位置付け

発生した場合に対応できるようになっているか。

契約になじまないものの取り扱い(運用で可能なものかどうか)

✓ チェック事項

- □ 実施要項策定段階で、モニタリングの具体的な内容や手法が示されているか。
- □ 実施要項段階で、モニタリングの具体的な内容や手法を示すことのできない部分 については、基本的な考え方が示されているか。
- □ 受注者である民間事業者との間で、実施要項で示したモニタリングの具体的な内容や手法について、契約締結にあたって双方で確認し、契約書に反映することとしているか。

Ex 6. モニタリングの目的について (Ex. 1~Ex. 5を受けて)

・モニタリングの趣旨・目的の明確化

✓ チェック事項

- □ モニタリングがどこまで必要かについて、趣旨・目的に照らして明らかにされているか。
- □ 公共サービス継続性の観点から、民間事業者に質の確保を促すようなモニタリン グの仕組みをとっているか。
- □ 質の確保及び提案内容の履行確認からの検証が行われているか。

③望ましいモニタリングの実施に向けて

前述のモニタリングにかかるチェック事項を踏まえ、地方公共団体においては、より適切な方法で、モニタリングを実施されることが望まれる。

なお、研究会で出された意見を踏まえ、地方公共団体においてモニタリングの手法 を検討していくにあたって参考となる事項を列記する。

- モニタリング方法の見直しにあたっては、発注時における公共サービスの質の 設定との関係やモニタリング実施にかかるコストとの関係にも配慮し、公共サ ービス全体での効率的な実施に貢献するための視点が必要である。
- モニタリングについては、従来の委託業務における経験や、近年導入されている PFI や指定管理者等からの経験が活用できるところでもある。仮に、従来の監督・検査が形骸化しており、十分に機能していなかったのであれば、「市場化テスト」の導入をきっかけに委託事業全般において見直しを図り、改善することも考えられる。
- 「市場化テスト」は、従来民間に委ねていなかった業務についても民間に委ねることが考えられるため、適切な方法については事例の積み重ねにより改善を図っていくことが必要である。

(5) その他

公共サービス改革法では、事業者の選定にあたっては、質と価格について評価を行い、最も優れた申し込みを行った者を公共サービスの担い手として決定することとしている。このため、国の「市場化テスト」においては、総合評価落札方式を採用している。

研究会において、質と価格についての配点割合の設定と評価方法について、参考となる事例を知りたいとの要望があったため、国における設定の考え方と国及び地方公共団体における事例を中心に整理を行うこととした。

①総合評価落札方式とは

落札者を決定する際に、「価格」と「価格以外の要素(技術力、創意工夫等)」を総合的に評価する方式(⇔最低価格落札方式:価格のみ)。

従来の最低価格落札方式以外の落札方式を採用する場合は、予決令第 91 条第 2 項 に基づき財務大臣協議となっており、現在、国において総合評価落札方式の協議が整 っているのは、研究開発、調査、広報、情報システムの調達や工事等の限られた分野。

総合評価落札方式には除算方式、加算方式の2種類がある(国において加算方式が 認められているのは、現状、研究開発、調査、広報、情報システムの調達事業のみ)。

技術点の得点配分基準

- ア. 必須項目のうち最低限の要求要件を満たした場合、基礎点を付与
- イ. 更に必須項目の要求基準を超えた優れた提案の場合、加点を付与
- ウ. 必須以外の項目で優れた提案の場合、加点を付与
- ⇒ 技術点 = 必須項目の得点(基礎点+加点) + 必須以外の項目の得点

除算方式

総合評価点 = 技術点 / 入札価格

※ 総合評価点は入札価格に対して反比例するので、ある一定の値を入札価格が下回 ると、技術点に関わらず総合評価点が過大に評価されてしまう。

加算方式

価格点 = (1-入札価格/予定価格)×(入札価格に係る得点配分)

総合評価点 = 技術点 + 価格点

※「入札価格に係る得点配分」とは

調査事業の場合で、価格点 1: 技術点 2 の配分とした場合、技術点を 100 点と した場合の「入札価格に係る得点配分」は 50 点。

※ 価格点に対する得点配分と、技術点に対する得点配分は技術点をどれほど重視するかによって変わる。

②国における総合評価落札方式(加算方式)の考え方

研究開発等事業における総合評価落札方式は、要求する技術等の要素(専門的な技術やノウハウに係る創造性及び新規性)がその成果に大きく影響されることから技術点に重点が置かれており、配分割合は、以下のとおり。

○研究開発 価格点1: 技術点3以内 (価格点の割合は1/4以上)○調 査 価格点1: 技術点2以内 (価格点の割合は1/3以上)○広 報 価格点1: 技術点2以内 (価格点の割合は1/3以上)

○情報システム等 価格点1: 技術点1

1) 「技術等の評価項目」の区分

総合評価落札方式の総合評価方法では、技術等の評価項目を「価格と同等に評価できる項目」と「価格と同等に評価できない項目」に分けて評価することとしている(明確な定義はない。)。

○「価格と同等に評価できない項目」

企画提案書やプレゼンテーションなどを基に判断せざるを得ないよう な項目(提案内容の創造性や新規性等)

○「価格と同等に評価できる項目」

提案された内容が実現的で、実行可能かという観点の項目(実施体制や 過去の実績、技術資格)

2)「価格点」と「技術点」の得点配分

研究開発等の3事業は、「技術点」に重点を置いた総合評価を行うことが必要だが、 過度に「価格点」を低く評価することは適切でない。

「技術点」の中でも「価格と同等に評価できない項目」の点についてのみ、「価格点」より多く評価できることとし、それ以外の「価格と同等に評価できる項目」の点については、「価格点」と等しく評価する。

例えば研究開発の場合、「価格点」:「価格と同等に評価できる項目の点」:「価格と同等に評価できない項目の点」=1:1:2以内が条件。

(例) 研究開発の場合の「価格点」と「技術点」の得点比

	技 術 点	
価格 点	価格と同等に評価できる	価格と同等に評価できな
	項目の評価の得点	い項目の評価の得点
1	1	2以内

「価格点の得点配分」=「技術点のうち価格と同等に評価できる項目の得点配分」

③「市場化テスト」における導入事例

1)国の「市場化テスト」

総務省

科学技術研究調査の照会対応等業務

総合評価方式一般競争入札(加算方式)

総合評価点(177点)=価格点(84点)+技術点(93点)

価格点=84×{1-(入札価格/予定価格)}

技術点=評価表に基づく評価点(除その他)(84点)+その他(創造性・新規性)(9点)

厚生労働省

・キャリア交流プラザ事業

総合評価方式一般競争入札(除算方式)

評価点(基礎点(360点)+加算点(最高360点))

総合評価点= 入札価格

· 人材銀行事業

総合評価方式一般競争入札(除算方式)

評価点(基礎点(480点)+加算点(最高480点))

総合評価点= 入札価格

• 求人開拓事業

総合評価方式一般競争入札(除算方式)

評価点(基礎点(144点)+加算点(最高144点))

総合評価点=

入札価格

2)独立行政法人の「市場化テスト」

(独) 雇用·能力開発機構

• アビリティガーデンによる職業訓練事業

総合評価方式一般競争入札(除算方式)

評価点(基礎点(50点)+加算点(最高220点))

総合評価点=

入札価格

・私のしごと館における体験事業

総合評価方式一般競争入札 (除算方式)

評価点(基礎点(50点)+加算点(最高50点))

総合評価点=

入札価格

3) 地方公共団体の「市場化テスト」

東京都

都立技術専門校における求職者向け公共職業訓練(官民競争入札)

総合評価一般競争入札 【加算方式】

総合評価点(1000点)=価格点(400点)+技術点(600点)

価格点=400 — (入札価格/予定基準価格)×400

技術点=訓練実施体制(230)+就職支援体制(210)+施設運営体制(160)

和歌山県

・県庁南別館の管理運営業務(施設の警備や清掃、電気設備等)(官民競争入札)

総合評価一般競争入札 【加算方式】

総合評価点(1000点)=価格点(500点)+技術点(500点)

価格点=500 × (1- (入札価格×1.05/予定価格))

技術点=基礎点 (業務水準を満たせるかどうか) (200) + 加算点 (コスト削減などの工 夫があるかどうか) (300)

愛知県

・愛知県旅券センター旅券申請窓口業務(官民競争入札)

総合評価一般競争入札 【加算方式】

<総合評価点(1000点)=価格点(250点)+技術点(750点)>+付加点10点 価格点

最高入札価格の評価点(最低点) = A÷B×250

その他の入札価格の評価点=250-(当該入札価格-A)×(250-最低点)÷(B-A)

A:最低入札価格、 B:最高入札価格

技術点=全体計画(50)+実施体制(300)+実施·運営(400)

付加点:官が入札に参加しない場合、あるいは、官が第1位の得点ではない場合、民間事業者については、総合評価点の他に、「障害者の雇用に関する事項(5点)」及び「環境負荷低減の取組に関する事項(5点)」を加えた点が最も高い者を落札者とする。

• 愛知県自治研修所職員研修業務(官民競争入札)

総合評価一般競争入札 【加算方式】

<総合評価点(1000点)=価格点(250点)+技術点(750点)>+付加点10点 価格点

最高入札価格の評価点(最低点) = A÷B×250

その他の入札価格の評価点=250-(当該入札価格 $-A)\times(250-$ 最低点 $)\div(B-A)$

A:最低入札価格、 B:最高入札価格

技術点=研修<科目指定研修(280)+科目提案研修(300)+その他研修全体(20)>+事業実施(150)

付加点: 官が入札に参加しない場合、あるいは、官が第1位の得点ではない場合、民間事業者については、総合評価点の他に、「障害者の雇用に関する事項(5点)」及び「環境負荷低減の取組に関する事項(5点)」を加えた点が最も高い者を落札者とする。

岡山県

・職員公舎・寮の管理業務(官民競争入札)

総合評価一般競争入札 【除算方式】

総合評価値 =技術点(600点)÷入札価格 技術点(提案內容評価)=基礎点(200)+加算点(400)

倉敷市

• 車両維持管理業務(官民競争入札)

総合評価一般競争入札 【加算方式】

総合評価点 (100 点) =価格点 (20 点) +技術点 (80 点) 価格点= (予定価格(186,908,103 円)-入札価格(円)) /188 万円 ※予定価格を 188 万円下回る毎に1点加算、上限 20 点 技術点=運営理念・実績(10)+事業計画(65)+社会貢献(2)+地域経済(3)

④より適正な入札の実施に向けて

総合評価一般競争入札の実施にあたっては、質と価格のウェイトの付け方についての難しさが指摘されるところである。これは、除算式と加算式のいずれの方式によっても同様の問題であり、また、公共サービスの内容によっても、質と価格のウェイト付けには議論が生ずるところであり、一概にどちらが望ましいか判断できるものではない。

公共サービスの実施にあたり、質と価格の両面から適正な担い手を選定する総合評価に関する取組は、まだ始まったばかりであり、その効果については、今後事業実施による成果についての検証を十分に行っていくことも重要となる。

4. 官民競争入札について

官民競争入札を行う場合、これまで入札の対象となる公共サービスを担ってきた 官が、競争に参加する役割のみならず、担い手の選定の役割も果たす。このため、 事前段階での官と民間事業者等との間の情報格差の排除や選定段階での透明性・公 平性の確保など、従来の入札にはなかった問題に対応する必要がある。

官と民が共通の条件下で公正かつ透明な競争を行うための手続を示している公共 サービス改革法を参考にして、官民競争入札を実施した、東京都、愛知県、和歌山 県、岡山県、倉敷市の実例をもとに、官民競争入札にあたってのポイントを整理する。

公共サービス改革法の趣旨を踏まえて「市場化テスト」を実施している「官民競争 入札」の事例をケーススタディとして、「官民競争入札」の導入の意義、実施上の留 意点、課題等の検討を行った。

(1) 官民競争入札導入の意義

研究会での検討を基に、官民競争入札導入の意義をまとめると、次の点が上げられる。

①行政業務への競争環境の導入

● 行政業務についても、競争的環境に置かれることで、官自身も切磋琢磨し、様々 な創意工夫を行い、事務事業の生産性向上が期待できる。

②民間開放・民間活用の一手法

● 行革への取組において、行政サービスの提供主体の再検討として、既存の民間開放・民間活用の一手法として導入を検討。

③制度導入に向けた検証としてのモデル的取組

● 行政内部での「市場化テスト」の制度構築を図る上で必要な事項を検証するためのモデル事業として実施。(なお、官民競争入札の実施の目安として、①事業の受け皿になりうると考えられる民間機関が多数存在すること、②「市場化テスト」実施の効果が確認された場合の類似事業への波及効果が期待できること、をあげている。)

④ビジネスチャンスの拡大

● 規制緩和・撤廃を進めて、これまで民間参入が困難だった分野に民間参入が可能 になる。

(2) 先進事例に見る官民競争入札実施上の留意点

東京都、愛知県からの取組事例のプレゼンテーション及び和歌山県、岡山県、倉敷 市からのコメントをまとめて整理すると、官民競争入札実施上の留意点として、以下 の点があげられる。

①業務範囲の設定

● 事務事業単位(予算単位)ですべて委託できる業務は良いが、包括的な委託の観点からは、事前に法規制がある業務や企画部門など、引き続き行政が責任を持って直営で実施すべきと考えられる業務についての検討・整理が必要。

対応例

● 非常勤嘱託員だけで担当している業務については、当該業務について内部管理事務を担当している正規職員の業務から当該業務に該当する部分の切り出しを行った。

②守秘義務への対応

● 民間事業者へ公務員と同等の守秘義務を課す必要がある。

対 応 例

- 再委託の禁止を義務付けるとともに、情報漏洩時に地方公共団体の個人情報保護 条例等の罰則を適用。
- 住民基本台帳ネットワークシステムの取扱は、引き続き県職員が操作することと し、委託業務の範囲から切り離しを行った。

③確保されるべき質の設定と評価

● 数値化できる指標で表現することが必要である。また、質が確保された場合のインセンティブ、確保されなかった場合のディスインセンティブ(ペナルティ)の設定についてもあわせて検討が必要である。

対 応 例

● 質の設定については、努力目標とし、未達の場合は行政から改善指示を行い、指示に従わない場合は契約解除の可能性も想定している。

4コストの算定

● 対象業務について、人件費、物件、退職給付費用、間接部門を含めたフルコスト で把握する必要がある。

対 応 例

● 従来の実施に要した経費(フルコスト)の算出にあたっては、過去の実績、予定 価格とも、官民競争入札等監理委員会(内閣府)の「実施要項における従来の実 施状況に関する情報の開示に関する指針」をベースに推計。

⑤実施プロセスの透明性・公平性の確保

1) 官民の情報格差の是正

● 民は入札公告まで情報を入手できないが、官(対象業務所管部署)は、あらゆる情報を持っている(官が圧倒的に有利)ため、公平な競争を行うためには、入札を行う前に官民間の情報格差を是正する必要がある。

対 応 例

● 検討中の事項についても、可能な限り情報公開を行うとともに、「落札者決定基準 (審査の基準や詳細な配点)」の公表、実施要項等に関する質問の受付(回答はホームページで公表)を行った。

2)情報遮断措置

● 官内部で入札に参加する対応事業所管部署に対して、入札執行部所から入札に関する情報が交換されないようにする必要がある。

対応例

● 実施要項に情報遮断措置の内容(期間・方法等)を明記し、入札公告から開札(事業実施予定者の決定)までの期間、対象事業所管部署と入札執行部署を特定し、各所属職員間の「官民競争入札」に関する情報の交換を禁止し、対象職員に対しては、職務命令により周知徹底を図った。

3)入札、審査、結果の公表

● 入札、審査、結果の公表過程において、競争に参加した民間事業者が公正に取り 扱われるための配慮が必要である。

対応例

- 提案書の提出は、官民ともに同じ時間、同じ場所で受付け、官民同時に入札を行った。
- ◆ 入札に参加した民間事業者が、行政との今後の取引に不当な扱いを受けないよう、 入札手続中は、事業者名はすべて非公表とし、符号で呼称(○○社=「A」、×× 社=「B」という形にし、企業名は伏せる)することとした。また、結果公表時 は落札業者名のみを公表することとした。
- 官が勝った場合は、実施にあたり提案内容が守られるように提案内容を可能な限りそのまま公開することとした。

⑥ その他

● 手続きに要する期間の長さや多大な事務負担を見込んだ作業スケジュールの設定 と進捗管理が必要である。

(3) 官民競争入札の今後の課題

官民競争入札を実施した地方公共団体において課題となった点をまとめると、次の点があげられる。

①実施要項作成における課題

- ・官民双方が合意可能な明確な基準(数値化できるもの)の設定
- ・官が実施者となった場合で、企画書通り実施できなかった時のペナルティの設定

②予定価格の設定

- ・官民間のイコールフッティングの実現
- ・予定価格の公開についての考え方の整理

③入札・審査における課題

- ・中立な第三者の立ち会いの必要性
- ・提案の実現可能性の審査(業務の実情に精通した人材の審査への参加)

④事業期間中における課題

- 1) 官が勝った場合の対応
- ・適切なモニタリングの実施
- ・事業期間終了後の再度の官民競争の検討の是非
- 2) 民間企業が勝った場合の対応
- ・引継ぎ期間・時期・コストの確保
- ・ 債務負担行為の設定方法

⑤その他

・官民競争入札の実施に対する庁内の合意形成

上記課題の中には、今後、地方公共団体が官民競争入札を検討するにあたってのポイントとなるものや、官民競争入札における具体的な課題として検討すべき項目も含まれており、これらの課題については継続して検討していくことが望まれる。

5. 報告書の取りまとめにあたって

今年度の地方公共団体との研究会は、「市場化テスト」の導入にあたって地方公共 団体が直面する実務的な課題とこれに対する考え方を中心に整理を行い、導入を検討 する地方公共団体へ情報提供することに重点を置いて、取りまとめを行った。

研究会では、平成19年6月から平成20年1月までの5回にわたり、「市場化テスト」に関心がある地方公共団体と委員等による活発な議論が行われた。

参加した地方公共団体からの意見として「行政がこれまで発想しえなかった手法やノウハウを活かした提案が民間からなされ業務改革につながる可能性がある。」、「従来から行ってきた民間委託の内容の改善に参考となる。」等、地方公共団体の公共サービスの改革における「市場化テスト」への期待感が示された。その一方で、「通常の民間委託との違いが分かりにくい。」とする声や、「法律の特例を伴う特定公共サービス分野での業務が部分的であり適用しにくい。」等との指摘も出された。

公共サービス改革法が平成 18 年 7 月に施行され、間もなく 2 年を迎えようとするところであり、平成 19 年 12 月に閣議決定された公共サービス改革基本方針において、市町村の窓口業務にかかる民間委託の範囲が明確化されるなど、地方公共団体における「市場化テスト」の導入が可能な分野が広がっているところである。

また、平成 19 年度には、いくつかの地方公共団体で官民競争入札の導入が行われており、「市場化テスト」を検討する地方公共団体が着実に増えてきているところである。

そこで、これらの動きを広めていくためにも、国においては、「市場化テスト」制度の更なる普及啓発に取り組むとともに、地方公共団体等のニーズの汲み上げ、地方公共団体が「市場化テスト」に取り組むための環境整備に努めることが必要である。

地方公共団体が、本報告書を活用することによって「市場化テスト」の導入の検討が進み、住民にとってより良い公共サービスの提供の実現につながることを望んでいる。

最後に、遠方より研究会に参加をいただいた多くの地方公共団体の担当者と、多忙な中、時間を割いてご協力をいただいた、稲澤克祐専門委員、佐藤徹専門委員をはじめ福嶋浩彦先生、岸道雄先生に感謝申し上げる。